

# 公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
  - 第2章 役員等
    - 第1節 役員（第8条—第12条）
    - 第2節 理事会（第13条—第16条）
  - 第3章 審議機関
    - 第1節 経営審議会（第17条—第21条）
    - 第2節 教育研究審議会（第22条—第26条）
  - 第4章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
  - 第5章 資本金等（第29条・第30条）
  - 第6章 委任（第31条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この公立大学法人は、愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）とする。

### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、愛媛県立医療技術大学（以下「大学」という。）を伊予郡砥部町に設置する。

### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、愛媛県とする。

### （事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を伊予郡砥部町高尾田543番地に置く。

### （法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

### （公告の方法）

第7条 法人の公告は、愛媛県報に掲載して行う。

## 第2章 役員等

### 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員の仕事及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年愛媛県規則第20号。以下「規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を愛媛県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）で定める書類

(2) その他規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、大学の学長となる。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 選考会議は、次の各号に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会において同条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから選出された者

(2) 第22条第1項に規定する教育研究審議会において同条第2項第3号から第5号までに掲げる者（経営審議会の委員を除く。）のうちから選出された者

5 前項第1号に該当する者のうち、1人は第17条第2項第4号に掲げる者とし、前項第2号に該当する者のうち、1人は第22条第2項第5号に掲げる者とする。

- 6 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 議長は、選考会議を主宰する。
- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による財務諸表の承認の日までとする。
- 4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際学外者であったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際、学外者とみなす。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 法人に、法人の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事2人以上から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 4 理事会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（第78条第3項の規定により法人が知事に対し述べる意見をいう。以下同じ。）並びに中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 学則その他特に重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について、法人が自ら行う点検及び第三者による評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

### 第3章 審議機関

#### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、8人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 理事長が指名する職員
- (4) 大学に関し、広くかつ高い識見のある学外者のうちから、理事長が任命する者

3 前項に規定する委員のうち学外者の数は、委員総数の2分の1以上とする。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号及び第2号に掲げる委員の任期については、当該職の任期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議に付すべき事項

を記載した書面を付して請求があったときは、速やかに経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第20条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

4 経営審議会の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について、法人が自ら行う点検及び第三者による評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第22条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、22人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
- (4) 学長が指名する法人の職員
- (5) 大学に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから、学長が任命する者

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期については、当該職の任期とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して請求があったときは、速やかに教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教員の人事及び評価に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)
- (9) 教育及び研究の状況について法人が自ら行う点検及び第三者による評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。

- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する多様な学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会の発展に寄与すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第28条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金の額は、愛媛県が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産について出資の日における時価を基準として愛媛県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを愛媛県に帰属させる。

## 第6章 委任

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(学長となる理事長の任命の特例等)
- 2 法第72条第1項の規定による法人成立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行うものとする。
- 3 法第74条第2項の規定による法人成立後最初の理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、4年とする。

附 則 (平成26年9月1日変更認可)

変更後の公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款は、総務大臣及び文部科学大

臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

変更後の公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款は、令和6年4月1日から施行する。



別表第1（第29条関係）

資産の種別	所在地	地目	面積(平方メートル)
土地	伊予郡砥部町高尾田543番	学校用地	30,688.00
	松山市上野町甲1723番2	学校用地	49.00
		合計	30,737.00

別表第2（第29条関係）

資産の種別	施設名称	所在地	構造	面積(平方メートル)
建物	校舎	伊予郡砥部町高尾田543番地	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	10,007.61
	校舎	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,026.74
	校舎	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	290.35
	体育館	同上	鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建	888.50
	機械室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	162.40
	食堂	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	232.70
	車庫	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	36.00
	焼却場	同上	コンクリートブロック造スレート葺平家建	17.44
	機械室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	26.81
	校舎	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,787.68
	機械室	同上	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	15.00
		合計	15,491.23	